

# 令和7年度 南小学校いじめ防止基本方針

桐生市立南小学校  
平成26年3月策定  
(平成7年4月改正)

## 1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え

「いじめ防止対策推進法」、「群馬県いじめ防止基本方針」、「桐生市いじめ防止基本方針」を受けて、本校では、『いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こりうる』という認識のもと、いじめに対する基本的な認識を全教職員が共有し、南小のすべての児童が明るく、生き生きと学ぶことができるよう家庭、地域社会、関係諸機関との連携を図りながら笑顔あふれる学校づくりを推進します。

### 【いじめ未然防止について】

すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校作りを進めていくことでいじめの未然防止につながると考えます。

### 【いじめの早期発見について】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる場合もあります。けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

また、児童生徒が相談しやすい雰囲気や環境を作っていくことでいじめの早期発見につながると考えます。

### 【いじめの解消について】

いじめがあることが発見された場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等の対応を組織的に行うこと、また、家庭への連絡や必要に応じた関係機関との連携を行うこと、さらに、その後、被害者やその家族に寄り添った対応を行うことで解消につながると考えます。

〈桐生市いじめ防止基本方針から〉

## 2 いじめ防止等のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談員、SC
- ・必要に応じて担任、教科担任、臨床や学識経験者などの外部の専門家などをメンバーに加えることもある。

### (2) 生徒指導委員会（運営委員会内に常設）

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、特支教育コーディネーター
- ・いじめ、長欠児童、問題行動について話し合う。

### (3) 生徒指導部会

- ・生徒指導主任、各学年生徒指導部、担任
- ・必要があるときに随時行う。

## 3 校内の取組

### ■いじめの未然防止のための取組

- ・「いじめ防止活動計画」を作成し、年間を通して長期的、総合的にいじめ防止等のための取組を行う。

### ◎日々の授業や道徳教育を充実させることで、児童の自己有用感や「豊かな心」の育成につなげ、児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進める。

- ・児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ・児童会が中心となり、いじめ防止推進活動に自発的に取り組んでいけるようにする。

### ■いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後等の児童と接する機会に、気になる子に目を配るようにする。

### ◎教室から職員室へ戻る時の経路を時々変えたり、児童のトイレを確認したりして変化を把握できるようにしていく。

- ・毎月のいじめ（生活）アンケートに取り組み、情報の収集を図るとともに、実態の把握に努める。また、いじめ発見のためにチェックリストを活用し、子どもたちのサインを見逃さないようにする。
- ・教育相談員やスクールカウンセラー、全職員に、いつでも相談できる環境をつくる。

- ・日頃からいじめに対する学校の考え方や取組を保護者に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力して頂く。
- ・休み時間や交換授業の後、職員会議の中など、あらゆる機会を通して、児童に関する情報交換を行い、小さな変化も見逃さないようにしていく。

#### ■いじめの解消のための取組

- ◎いじめを発見、または相談を受けた場合、速やかに生徒指導部会、またはいじめ防止対策委員会を開き、組織的な対応につなげ、学級担任が一人で抱え込まないようにする。
- ・措置を行う際には、一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでケアや指導を行うことなどについて配慮する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分のことと捉えられるような教育活動を展開していく。
- ◎謝罪をもって安易に解消とせず、いじめに係わる行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月間）継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できた場合に解消とする。
- ・いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

#### ■重大事態発生時の対応

- ・重大事態がおきてしまった時には、速やかに、いじめ防止対策委員会において、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

### 4 活動の概要、及び、例

#### ■いじめの実態把握と支援

- ・毎月の生活アンケートの実施と結果を受け、いじめ防止対策を児童会が中心となって考え、全校で実施していく。
- ・アンケートに気になる記入等があった場合、迅速に個別面談を行い事情をよく聞き、改善等の対策を講ずる。
- ・日頃から児童が相談しやすい環境をつくっていく。

#### ■児童の自主的な活動の推奨

- ・児童会が中心となり、「いじめ防止」に向けた取り組みを話し合い、実践していく。（いじめの集会、いじめのポスター作成、あいさつ運動、縦割り遊び、おたすけクスピー、学級での話し合いなど）

#### ■いじめに関する教職員研修の充実

- ・いじめに対する関心を高くもてるよう、職員会議等で人権感覚が磨けるような情報を提供していく。
- ・研修会を開いたり、講演会に参加したりして、いじめへの理解を深める。

#### ■南小危機管理マニュアル「いじめ問題発生時の対応」の改訂及び共通理解

- ・「桐生市いじめ緊急対応マニュアル」をもとに南小危機管理マニュアル「いじめ問題発生時の対応」を作成、改訂し、適切な対応について職員の意識の高揚を図る。

#### ■保護者、地域との連携

- ・校内で行っているいじめ防止に関する取組を学校通信等で家庭に知らせ、理解、協力を求め、連携を図る。
- ・家庭教育学級などでネットいじめなどについての講演会等を開き、情報モラルの啓発を図る。

### 5 関係機関との連携

- ・警察、児童相談所、医師、地域団体等との連携を図り、いじめ防止のための取組を行う。

### 6 保護者との連携

- ・日頃から学校通信等を活用して、いじめ防止に関することやいじめ防止活動の取組について知ってもらい、共通認識の上でいじめ防止に努めていく。
- ・日頃から学校は、保護者が相談しやすい環境づくりに努めていく。

### 7 評価の実施

- ・チェックリストを活用し、児童が常にいじめ防止に対して高い意識をもてるようにする。
- ・教職員同士がお互いに気付いたことを出し合い、問題点については迅速に改善していく。

## いじめ防止活動計画

	具体的な取組内容	取組上の留意点
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒指導方針の共通理解</li> <li>○いじめ防止基本方針の共通理解</li> <li>○南小よい子のやくそくの共通理解</li> <li>○学級開き、人間関係作り、学級のルールづくり</li> <li>・生活アンケート</li> <li>・挨拶運動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員全員が生徒指導関係の方針を理解する。</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級活動「クラス目標を決めよう」</li> <li>○学校行事（修学旅行、宿泊学習等）を通じた人間関係作り</li> <li>・生活アンケート</li> <li>・挨拶運動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よりよいクラス作りのため、児童が主体的に取り組んでいける話し合い活動を、発達段階に応じて行う。</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止児童集会</li> <li>○いじめ防止クラスポスター作成</li> <li>・生活アンケート</li> <li>・挨拶運動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表委員を中心にいじめ防止集会の内容を考えさせ、全クラスでいじめについて考えさせる。</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケート</li> <li>・挨拶運動</li> <li>○学校評価実施</li> <li>○いじめ防止ポスター参加の呼びかけ（夏休み図工）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価を実施し、取組を振り返る。</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止フォーラム参加</li> <li>・校内研修（いじめ防止に関するもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修を実施し、児童理解を深めていけるようにする。</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校行事（校外学習等）を通じた人間関係作り</li> <li>・生活アンケート</li> <li>・挨拶運動</li> <li>・仲良し遊び</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会に向けて取り組む中で、児童同士がお互いの良さを認め合える雰囲気作りに努める。</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校行事（運動会）を通じた人間関係作り</li> <li>・生活アンケート</li> <li>・挨拶運動</li> <li>・仲良し遊び</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校外学習等を通して、児童同士がお互いの良さを認め合える雰囲気作りに努める。</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権週間へ向けて掲示物作成開始</li> <li>・生活アンケート</li> <li>・挨拶運動</li> <li>・仲良し遊び</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・笑顔の広場の作成を通して思いやりの心が養えるよう指導する。</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権週間（掲示物掲示）</li> <li>○人権標語作り</li> <li>・生活アンケート</li> <li>・挨拶運動</li> <li>・仲良し遊び</li> <li>○学校評価実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・話し合い活動を通して、児童が主体的により良いクラスについて考えられるよう指導していく。</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童会活動（長縄大会）を通じた人間関係作り</li> <li>・生活アンケート</li> <li>・挨拶運動</li> <li>・仲良し遊び</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標に向かって取り組む中で、児童同士がお互いの良さを認め合える雰囲気作りに努める。</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校行事（卒業を祝う会）を通じた人間関係作り</li> <li>・生活アンケート</li> <li>・挨拶運動</li> <li>・仲良し遊び</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業、進級について考える中で、よい伝統を引き継いでいこうとする意欲を持たせる。</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級活動「卒業・進級に向けて」</li> <li>・生活アンケート</li> <li>・挨拶運動</li> <li>・仲良し遊び</li> <li>○生徒指導方針、いじめ防止基本方針、南小よい子のやくそくの見直しと新年度へ向けた検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが主体的に取り組めるよう指導する。</li> <li>・生徒指導部が中心となって見直しと検討を行う。</li> </ul>